

# 要 請 書

平成23年5月26日

岩手県農業会議  
会長 佐々木 正勝

# 東日本大震災被害に関する復旧・復興対策の要請について

東日本大震災から2ヵ月余が経過したが、地域住民をはじめ関係者の昼夜を分かたぬ復旧作業にもかかわらず、被災地は依然として混然とした状況にある。

こうした中で、去る5月2日、国の第1次補正予算並びに特例措置のための法案が可決・成立し、復旧を中心とした対策が実施されることとなったが、今後、さらに1日も早い復興を図るため、引き続き次の措置を講じられるよう強く要請する。

## 記

### 1 農地・農業用施設の整備等の国庫負担率の引上げについて

第1次補正予算により被災した農地・農業用施設の復旧のための対策が措置されたが、壊滅的な被害状況等を考慮し、今回創設された農地災害関連区画整備事業も含め、全額国庫負担で行うなど国の負担率の引上げを図ること。

また、農業共同利用施設の整備、農業機械の導入、生産資材の購入等に対する農業生産対策交付金の交付割合の引上げを図ること。

さらに、地震により内陸部においても、農地に地盤沈下や亀裂が生ずるなどの被害が発生しているので、被災した農地・農業用施設を含む、すべての農業生産基盤の早期復旧に向け、国庫補助対象を1箇所工事費が40万円未満の小規模災害にも対応するとともに、国庫負担割合、起債充当率等の取扱を40万円以上の災害と同様とすること。

### 2 既往債務の返済免除等について

農地、施設、機械、家畜等の農業経営資産を失った被災者が経営を再開するためには、過重な二重ローンが大きな支障となるので、既往債務の返済免除等の抜本的な対策を講ずること。

### 3 土地利用制度の弾力的な運用等について

被災地の復旧・復興にあたって、新たに施設等を整備する場合、農業振興地域整備計画の農用地区域や都市計画区域の土地利用区分等の変更及び農地転用許可などの手続きを経なければならないが、所管部局が異なる等により、長時間を要する状況にあるので、一括処理や弾力的な運用が可能となる特例措置を講ずること。

#### 4 被災農業者の経営安定対策について

被災地では早期営農再開に向けて、鋭意、復旧に取り組んでいるが、これが可能となった場合でも収量や品質の低下、管理費用の増嵩などの問題が懸念される。

もとより、作物の多くは一年一作であり、安定生産に達するには、相当の年数を要すると思われるので、その間の所得の安定確保のための十分な支援対策を講ずること。

#### 5 将来展望に立った復興について

津波により農地が流失し、また農業用施設が全壊するなど壊滅的な被害を受けたところは、単に原形復旧に止まらず、農業者が再建意欲をもって取り組むことができる、再生可能エネルギーの活用や新技術の導入等、創造的・発展的な改良復興について国の全面的な支援対策を講ずること。

また、地域農業は、長い間築きあげてきた農村コミュニティ（結い、農村文化など有形・無形の資産）のうえに成り立つものであるので、ゾーニングなどによる復興を図る場合には、こうしたことに十分配慮すること。

#### 6 畜産経営への支援について

本県においても一部地域の牧草から暫定許容量を超える放射性セシウムが検出されたため、牧草の利用や放牧を見合わせたところがあるが、再度このような事態が発生すると大家畜経営に大きな影響を及ぼすことが懸念されるので、今後の推移によっては必要な支援を行うこと。

また、畜産経営の再建を支援するため、燃料や飼料不足に伴う生乳の廃棄、家禽の死亡に対する損失補てん対策を実施すること。

#### 7 TPPについて

去る17日に閣議決定された政策推進指針において、TPP協定交渉参加の判断時期については総合的に検討するとして先送りとなったが、今般の大震災により、我が国における食料安全保障の重要性がさらに明らかになったところであるので、参加検討の方針を撤回すること。